

⑤ 県税の特別措置を設けています

問 茨城県水戸県税事務所

法人事業税、個人事業税：TEL 029-221-4800 不動産取得税：TEL 029-221-4820

県では、企業立地等の促進を図るため、県内において事業用施設や事務所を新設、増設した企業や個人が利用できる「県税の特別措置」を設けています。

対象税目 法人事業税、個人事業税、不動産取得税、県が課税する固定資産税

【県税の特別措置の一例】

- ・対象事業(製造業、情報通信業、運輸業等)の用に供する事務所または事業所を、県内に新設または増設し、県内における従業者が5人以上増加した法人
⇒不動産取得税課税免除
- ・県内において、本社機能の移転または拡充する事業を行うものとして、知事の認定を受けた法人または個人事業者
⇒事業税(法人、個人)の税率を、増加した従業者数の割合に応じて3年間軽減、不動産取得税を軽減
※県税の特別措置を利用するにあたっては、各種の要件があり期限までに手続きが必要です。
詳しくは、県税事務所までお問い合わせください。

⑥ 野犬に注意しましょう

問 茨城県動物指導センター TEL 0296-72-1200 環境保全課(内線125)

市内で野犬の目撃情報が報告されています。家の敷地への侵入や、飼い犬の散歩中に遭遇するなど確認されているため、茨城県動物指導センターが地域の巡回や出没地域に捕獲機を設置し、野犬の捕獲等を実施しています(捕獲機の設置には、土地所有者とエサやりなど地域の協力が必要になります)。

野犬に遭遇した場合は、次の点に注意し慌てず行動してください。

- 犬に背を向けない。急な動作をしない。静かにその場から立ち去りましょう。
- 大きな声を出さない。犬と視線を合わせない。犬に刺激を与えることとなり危険です。
- 絶対にエサを与えない。エサになるものを屋外に放置しない。周囲にすみ着く原因になります。

犬に咬まれるなど、直接被害にあった場合は茨城県動物指導センターおよび市環境保全課へご連絡ください。

⑦ 「介護マーク」をご活用ください

問 高齢福祉課(内線174) 笠間支所福祉課(内線72132) 岩間支所福祉課(内線73172)

認知症の方の介護は、周囲の方から見ると介護をしていることが分かりにくいいため、誤解や偏見を持たれることがあります。

そこで、介護する方が介護中であることを周囲の方に理解してもらうために、「介護マーク」を配布しています。

認知症の方や介護の必要な高齢者、障がいのある方などを介護する際、「介護マーク」を首にかけるなどしてご活用ください。

配布場所 高齢福祉課 笠間支所福祉課 岩間支所福祉課



笠間市公式LINEをはじめました。
生活に役立つ情報をお届けします。

